

様式ID

NTA0K0B131010110

L01

令和

04

年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【重複適用】

1 住所及び氏名

フリガナ

F03

氏名

F04

住所

郵便番号

F05

—

電話番号

F07

—

—

F06

(共有者の氏名)

フリガナ

E01

氏名

E02

フリガナ

E03

氏名

E04

※共有の場合のみ書いてください。

一面

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項				土地等に関する事項				
居住開始年月日	年 月 日				年 月 日				
⑦	N01	令和			N03	令和			
契約日 契約区分	年 月 日								
G01	①	N02	令和						
補助金等控除前の取得対価の額	⑦	G02				⑦	G05		
交付を受ける補助金等の額	⑤	G03				⑦	G06		
取得対価の額 (⑦－⑤ (⑦－⑦))	④	G04				⑤	G07		
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊦	C01				㊦	C03		
うち居住用部分の(床)面積	㊧	C02				㊧	C04		
不動産番号	家屋	E05							

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	年 月 日			
③	N04	令和		
契約日	年 月 日			
㊥	N05	令和		
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊩	G08		
交付を受ける補助金等の額	㊨	G09		
増改築等の費用の額 (㊩－㊨)	㊦	G10		
㊩のうち居住用部分の金額	㊪	G11		
増改築等をした家屋の総床面積	㊫	C05		

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊲ 家屋		㊳ 土地等		㊴ 合計		㊵ 増改築等			
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	G12		(分子)	G17		(分子)	G25		(分子)
		G13		(分母)	G18		(分母)	G26		(分母)
(㊦、㊧、㊨) × ① ※共有でない場合は、㊦、㊧、㊨を書いてください。	②	㊲ (㊲×㊲の①)		㊳ (㊳×㊳の①)		㊴ (㊴の②+㊴の②) 又は (㊴の②+㊴の②)		㊵ (㊵×㊵の①)		
		G14		G19		G22		G27		
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③	G15		G20		G23		G28		
あなたの持分に係る取得対価の額等 (②－③)	④	G16		G21		G24		G29		

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30		8%	G31		10%	G32		税率が10%の場合に㊩、㊪に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	G33	
--------	-----	--	----	-----	--	-----	-----	--	--	-----	--

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊶ 住宅のみ		㊷ 土地等のみ		㊸ 住宅及び土地等		㊹ 増改築等		
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤	G35		G39		G43		G47	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㊲の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑥	C06		C08		C10		C12	
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㊲の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑦	G36		G40		G44		G48	
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	G37		G41		G45		G49	
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑨	㊶÷㊶	C07		㊷÷㊶	C09		㊸÷㊸	C13
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧×⑨)	⑩	G38		G42		G46		G50	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊶の⑩+㊷の⑩+㊸の⑩+㊹の⑩)								⑪	G51

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊲欄から㊲欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	㊲ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㊳ 断熱改修工事等の費用の額	㊴ 特定断熱改修工事等の費用の額	㊵ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
	G52	G53	G54	G55
㊲ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㊶ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊲+㊴+㊵+㊶)	㊷ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊷又は㊷×㊷の①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊲と㊷のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
G56	G57	G58	㊸ G59	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	G60	㊹ G61	00
---------------------	------------------------	----	-----	-------	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一一年中 取得	G62		㊷又は㊷の金額 (10%に係る部分のみ)	㊺ G63	
	家屋: 1 増改築等: 2	G64		㊲の㊲又は ㊲の㊲の金額 (10%に係る部分のみ)	㊻ G65	
重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当欄に「1」を記載し、二面の㊲の金額を転記してください。		重複適用	G66	重複適用の特例	G67	
		㊼	G68	00		

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G69	
--	-----	--



令和04年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円														
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)														
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑫ (最高40万円) 円	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額()×0.02 + (⑬-⑭)×0.01=	⑮ (最高12万5千円) 円															
新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑫ (最高21万円) 円	⑮ (最高12万5千円) 円																				
中古住宅又は増改築に該当するとき			⑪×0.007=	⑫ (最高14万円) 円																					
2		平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=			⑫ (最高40万円) 円	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額()×0.02 + (⑬-⑭)×0.01=	⑮ (最高12万円) 円													
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑫ (最高20万円) 円		⑮ (最高12万5千円) 円																		
			平成25年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01=	⑫ (最高20万円) 円																				
3	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪×0.004=	⑫ (最高8万円) 円	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合		平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額()×0.02 + (⑬-⑭)×0.01=	⑮ (最高12万円) 円															
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=			⑫ (最高50万円) 円				11	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑮ (最高60万円) 円										
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高35万円) 円						⑮ (最高45万円) 円												
			中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高21万円) 円							⑮ (最高27万円) 円											
		5	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき					⑪×0.01=			⑫ (最高50万円) 円	12	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	⑮ (最高60万円) 円					
							住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき					⑪×0.01=	⑫ (最高30万円) 円		⑮ (最高36万円) 円										
							平成25年中に居住の用に供した場合					⑪×0.01=	⑫ (最高30万円) 円												
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高31万5千円) 円				7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき		⑪×0.007=	⑫ (最高28万円) 円								
			中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高21万円) 円							⑮ (最高21万円) 円											
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高28万円) 円				(再び居住の用に供したことに係る事項)														
			中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=			⑫ (最高21万円) 円				<table><tr><td>転居年月日</td><td>年 月 日</td><td>再居住開始年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>居住の用に供していない期間の家屋の用途</td><td>☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用</td><td>☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける</td><td colspan="2">☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける</td></tr></table>						転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日	居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()			その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用
転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日																						
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()																								
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける																							

- ※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑫欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑫の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑫	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑫の金額）の合計額を記載します。	⑫	円

※ ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1)	E01		(3)	E03	
(2)	E02		(4)	E04	

※ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分) 氏 名

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名				①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額)	①				円
		各共有者の共有持分	②				
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②)	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤				
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤)	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥)		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各 共 有 者 の 自 己 資 金 負 担 額		⑧				(A+B+C) 円
	借入金	各 共 有 者 の 単 独 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	⑨				(A+B+C)
		当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高	⑩				
		連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	⑪				
		当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高	⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑤(増改築等の場合は3の②)及び2の⑦の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑪の金額と⑫の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	100.00
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭)	⑮	円	円	円	
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮)	⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。